

司会者挨拶

2024年3月15日

飯島 滋明
(名古屋学院大学)

今日の『沖縄タイムス』『琉球新報』の一面では「オスプレイ飛行再開」が大きく取り上げられています。

昨日2024年3月14日9時20分ころ、私が住んでいる那覇市久米の上空にオスプレイが飛んでいました。16時30分頃にも久米上空をオスプレイが飛んでいました。事故原因が明らかにされていない中、オスプレイが飛行を再開することに市民からは「怖い」という声が出ています。

2012年9月19日の「日米合同委員会合意」では、「運用上必要な場合を除き」、「通常、米軍の施設及び区域内においてのみ」ヘリモードで飛行するとされています。ところが那覇上空でも「ヘリモード」での飛行が常態化するなど、「合意違反」も常態化しています。

いま沖縄は深刻な水不足になっていますが、たとえば2月28日からは比謝川からの取水も再開せざるを得ませんでした。PFAS（有機フッ素化合物）で汚染されているために2022年以降、比謝川からの取水は停止されていましたが、沖縄県民はPFASで汚染された水源からの取水を余儀なくされています。比謝川がPFASで汚染された原因は米軍です。

3月11日には米ミサイル駆逐艦「ラファエル・ペラルタ」が石垣港の沖合に停泊しました。『八重山毎日新聞』2024年3月14日付が紹介するように、「トマホーク」を発射する機能を備え、「水上戦闘艦」とも称される艦船です。米軍は強行的に沖合に停泊し、乗員は上陸しました。米艦艇の行動に抗議して港湾労働者はストライキを実施、石垣市民の物流にも影響が出ました。

私は全国25カ所で行われている安保法制違憲訴訟で意見書を提出したり、証人として出廷したりしました。その中で「平和的生存権」を、「戦争や軍隊により生命、身体、健康を奪われたり脅かされない権利」としてきました。

いま簡単に紹介したように、米軍はまさに沖縄の人々の「平和的生存権」（憲法前文等）を奪い、脅かしています。

そして沖縄の人たちが「平和的生存権」や「幸福追求権」（憲法13条）などを奪われ、脅かされているのは「今」だけではありません。

2016年4月、米軍関係者により女性が性的に乱暴された上で殺害された事件では『読売新聞』でさえ「また米軍」との記事を掲載しました。

沖縄にいるアメリカ軍が関係する犯罪、事故、騒音、環境破壊により、沖縄の人たちの「平和的生存権」「環境権」、そして何より「個人の尊厳」や「幸福追求権」が奪われ続けてきました。2016年4月、米軍関係者により性的に乱暴をされた末に殺された女性の父は「1日も早い基地の撤去」を求めました。米兵等による殺人や性犯罪などの凶悪犯罪で犠牲・被害を受けた人たちは「1日も早い基地の撤去」を繰り返し求めてきました。オスプレイの飛行再開を受け、今日3月15日にも急きょ、沖縄では県民広場で抗議集会が開かれましたが、そこでも「基地撤去」を訴える発言が相次ぎました。

そして米軍が沖縄の市民の権利・自由を平然と侵害し、自公政権も主権国の政府として国民を守るという役割を果たさないため、沖縄県民はこれ以上の基地負担には我慢できないという思いで辺野古新基地建設にも反対してきました。

たびかさなる選挙や県民投票でも辺野古新基地建設に反対する沖縄県民の思いが表明されてきました。

ところが自民党・公明党政権は沖縄県民の民意を無視し、辺野古新基地建設を強行してきました。

そして本来であれば、基本的人権を侵害する政治から国民を守るべき役割を担う裁判所が「法の支配」の役割を果たさず、政府の行為にお墨付きを与えるに過ぎない存在になりさがっています。

3月12日、福岡高裁那覇支部では石垣島の住民投票に関わる裁判の判決が下されました。『沖縄タイムス』2024年3月13日付での私の発言もご覧頂ければと思いますが、「地方自治」の本旨の一内容である「住民自治」や国に対する「権力分立」の立場から、日本国憲法では自治体レベルでは直接民主制的制度が採用されています。ところが裁判所は憲法の規範構造を無視し、自治体では「間接民主制を基本としている」旨の判決を下しました。

そしてこの裁判官は2023年12月20日の判決でも、辺野古新基地建設に対する玉城デニー知事の対応を「法の支配」「法治主義」とは相容れないなどと判示しています。

今日のシンポジウムでは辺野古新基地建設を強行する自公政権の政治、それに対する裁判所の問題、さらには沖縄の市民の展望等について、時間の許す範囲で徳田先生と小林先生に報告を頂きたいと思います。